

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年6月17日

香川県選挙管理委員会委員長 白 井 敏 雅

### 香川県選挙管理委員会規則第1号

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規則

公職選挙事務取扱規程（平成12年香川県選挙管理委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(投票管理者等の選任告示)</p> <p>第12条 市町委員会は、<u>令第25条又は令第48条の3若しくは令第49条の7</u>において読み替えて適用される令第25条の規定により投票管理者及びその職務を代理すべき者を選任した場合において、その者の住所及び氏名又は住所及び氏名並びにその者が職務を行うべき日を告示するときは、第15号様式に準じて行うものとする。</p>	<p>(投票管理者等の選任告示)</p> <p>第12条 市町委員会は、令第25条又は令第49条の7において読み替えて適用される令第25条の規定により投票管理者及びその職務を代理すべき者を選任した場合において、その者の住所及び氏名又は住所及び氏名並びにその者が職務を行うべき日を告示するときは、第15号様式に準じて行うものとする。</p>
<p>(投票立会人の選任通知及び氏名等の通知)</p> <p>第14条 市町委員会は、<u>法第38条第1項又は法第41条の2第5項若しくは法第48条の2第5項</u>において読み替えて適用される法第38条第1項の規定により投票立会人に選任した旨を本人に通知するときは、第17号様式に準じて行うものとする。</p>	<p>(投票立会人の選任通知及び氏名等の通知)</p> <p>第14条 市町委員会は、<u>法第38条第1項又は法第48条の2第2項</u>において読み替えて適用される法第38条第1項の規定により投票立会人に選任した旨を本人に通知するときは、第17号様式に準じて行うものとする。</p>
<p>2 市町委員会は、<u>令第27条又は令第48条の3若しくは令第49条の7</u>において読み替えて適用される令第27条の規定により投票立会人の住所、氏名及びその者の属する政党その他の政治団体の名称又は住所、氏名及びその者の属する政党その他の政治団体の名称並びにその者の投票に立ち会うべき日をその投票立会人の立ち会う投票所、<u>共通投票所又は期日前投票所</u>の投票管理者に通知するときは、第18号様式に準じて行うものとする。</p>	<p>2 市町委員会は、令第27条又は令第49条の7において読み替えて適用される令第27条の規定により投票立会人の住所、氏名及びその者の属する政党その他の政治団体の名称又は住所、氏名及びその者の属する政党その他の政治団体の名称並びにその者の投票に立ち会うべき日をその投票立会人の立ち会う投票所又は期日前投票所の投票管理者に通知するときは、第18号様式に準じて行うものとする。</p>
<p>(投票所等の開閉時刻の変更の告示及び通知)</p> <p>第16条 市町委員会は、<u>法第40条第2項、法第41条の2第6項</u>において準用する<u>法第40条第2項又は法第48条の2第6項</u>において読み替えて準用する法第40条第2項の規定により投票所、<u>共通投票所又は期日前投票所</u>を開く時刻又は閉じる時刻を繰り上げ又は繰り下げた旨を告示するときは、第20号様式に準じて行うものとする。</p>	<p>(投票所等の開閉時刻の変更の告示及び通知)</p> <p>第16条 市町委員会は、<u>法第40条第2項又は法第48条の2第3項</u>において読み替えて準用する法第40条第2項の規定により投票所又は期日前投票所を開く時刻又は閉じる時刻を繰り上げ又は繰り下げた旨を告示するときは、第20号様式に準じて行うものとする。</p>

2 市町委員会は、法第40条第2項、法第41条の2第6項において準用する法第40条第2項又は法第48条の2第6項において読み替えて準用する法第40条第2項の規定により投票所、共通投票所又は期日前投票所を開く時刻又は閉じる時刻を繰り上げ又は繰り下げた旨を投票管理者に通知するときは、第21号様式に準じて行うものとする。

(投票所等の告示及び通知)

第17条 市町委員会は、法第41条第1項、法第41条の2第6項において準用する法第41条第1項又は法第48条の2第6項において読み替えて準用する法第41条第1項の規定により投票所、共通投票所又は期日前投票所を告示するときは、第22号様式に準じて行うものとする。

2 市町委員会は、法第41条第2項、法第41条の2第6項において準用する法第41条第2項又は法第48条の2第6項において読み替えて準用する法第41条第2項の規定により天災その他避けることのできない事故により投票所、共通投票所又は期日前投票所を変更した旨を告示するときは、第23号様式に準じて行うものとする。

3 市町委員会は、法第41条の2第4項又は第48条の2第4項の規定により共通投票所又は期日前投票所を開かず、又は閉じる旨を告示するときは、第23号様式の2に準じて行うものとする。

4 市町委員会は、令第49条又は第49条の9の規定により共通投票所又は期日前投票所を開かず、又は閉じる旨を当該共通投票所又は期日前投票所の投票管理者及び関係のある開票管理者に通知するときは、第23号様式の3に準じて行うものとする。

5 市町委員会は、令第65条の13第4項の規定により共通投票所又は期日前投票所を指定した旨を告示するときは、第23号様式の4に準じて行うものとする。

(開票管理者等の選任告示)

第24条 第12条の規定は、令第68条の規定により開票管理者及びその職務を代理すべき者を選任した場合におけるその者の住所及び氏名の告示について準用する。この場合において、第12条中「令第25条又は令第48条の3若しくは令第49条の7において読み替えて適用される令第25条」とあるのは「令第68条」と、「投票管理者」とあるのは「開票管理者」と読み替えるものとする。

2 市町委員会は、法第40条第2項又は法第48条の2第3項において読み替えて準用する法第40条第2項に規定する事項を投票管理者に通知するときは、第21号様式に準じて行うものとする。

(投票所等の告示)

第17条 市町委員会は、法第41条第1項又は法第48条の2第3項において読み替えて準用する法第41条第1項の規定により投票所又は期日前投票所を告示するときは、第22号様式に準じて行うものとする。

2 法第41条第2項又は法第48条の2第3項において読み替えて準用する法第41条第2項の規定により天災その他避けることのできない事故により前項の告示に係る投票所又は期日前投票所を変更した旨を告示するときは、第23号様式に準じて行うものとする。

3 令第65条の13第3項の規定により期日前投票所を指定した旨を告示するときは、第23号様式の2に準じて行うものとする。

(開票管理者等の選任告示)

第24条 第12条の規定は、令第68条の規定により開票管理者及びその職務を代理すべき者を選任した場合におけるその者の住所及び氏名の告示について準用する。この場合において、第12条中「令第25条又は令第49条の7において読み替えて適用される令第25条」とあるのは「令第68条」と、「投票管理者」とあるのは「開票管理者」と読み替えるものとする。

(開票立会人)

第25条 略

2 第14条第1項の規定は、法第62条第8項の規定による開票立会人に選任した旨の通知について準用する。この場合において、第14条第1項中「法第38条第1項又は法第41条の2第5項若しくは法第48条の2第5項において読み替えて適用される法第38条第1項」とあるのは「法第62条第8項」と、「投票立会人」とあるのは「開票立会人」と読み替えるものとする。

3 略

(供託物の返還)

第36条 選挙長は、法第92条第1項の規定により供託をしたものが令第93条又は令第48条の3において読み替えて適用される令第93条の規定により供託物の返還を請求するときは、第47号様式に準じた供託書返還請求書を徴するものとする。

2 略

第15号様式 (第12条関係)

市(町)選挙管理委員会告示第 号

年 月 日執行の何選挙における各投票区(共通投票所、期日前投票所)の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

年 月 日

市(町)選挙管理委員会委員長 氏 名

投票区(共通投票所、期日前投票所)名	投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者		(職務を行うべき日)
	住所	氏名	住所	氏名	

(開票立会人)

第25条 略

2 第14条第1項の規定は、法第62条第8項の規定による開票立会人に選任した旨の通知について準用する。この場合において、第14条第1項中「法第38条第1項又は法第48条の2第2項において読み替えて適用される法第38条第1項」とあるのは「法第62条第8項」と、「投票立会人」とあるのは「開票立会人」と読み替えるものとする。

3 略

(供託物の返還)

第36条 選挙長は、法第92条第1項の規定により供託をしたものが令第93条の規定により供託物の返還を請求するときは、第47号様式に準じた供託書返還請求書を徴するものとする。

2 略

第15号様式 (第12条関係)

市(町)選挙管理委員会告示第 号

年 月 日執行の何選挙における各投票区(期日前投票所)の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

年 月 日

市(町)選挙管理委員会委員長 氏 名

投票区(期日前投票所)名	投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者		(職務を行うべき日)
	住所	氏名	住所	氏名	

第17号様式（第14条関係）

年 月 日

様

市（町）選挙管理委員会委員長 氏 名 団

投票立会人選任について

あなたを 年 月 日執行の何選挙における本市（町）第何投票区投票所（共通投票所、期日前投票所）の投票立会人に選任したので、次のとおり参会してください。

なお、投票立会人は公職選挙法第38条第5項の規定により正当の事由がなければ、その職を辞することができないことになっていますから、念のため申し添えます。

記

- 1 参会時刻 年 月 日 時 分
- 2 参会場所 何
- 3 立会時間 年 月 日 時 分から 時 分まで
- 4 その他 必ず印鑑を持参してください。

第17号様式（第14条関係）

年 月 日

様

市（町）選挙管理委員会委員長 氏 名 団

投票立会人選任について

あなたを 年 月 日執行の何選挙における本市（町）第何投票区投票所（期日前投票所）の投票立会人に選任したので、次のとおり参会してください。

なお、投票立会人は公職選挙法第38条第5項の規定により正当の事由がなければ、その職を辞することができないことになっていますから、念のため申し添えます。

記

- 1 参会時刻 年 月 日 時 分
- 2 参会場所 何
- 3 立会時間 年 月 日 時 分から 時 分まで
- 4 その他 必ず印鑑を持参してください。

第18号様式（第14条関係）

年 月 日

第何投票区（共通投票所、期日前投票所）投票管理者 殿

市（町）選挙管理委員会委員長 氏 名 宛

投票立会人の氏名等の通知

年 月 日執行の何選挙における投票立会人に次の者を選任したので、  
公職選挙法施行令第27条（共通投票所にあつては第48条の3において読み替えて適用される同令第27条、期日前投票所にあつては第49条の7において読み替えて適用される同令第27条）の規定により通知します。

住 所	氏 名	党 派	立会時間 (立会日及び 立会時間)

第18号様式（第14条関係）

年 月 日

第何投票区（期日前投票所）投票管理者 殿

市（町）選挙管理委員会委員長 氏 名 宛

投票立会人の氏名等の通知

年 月 日執行の何選挙における投票立会人に次の者を選任したので、  
公職選挙法施行令第27条（第49条の7において読み替えて適用される同令第27条）の規定により通知します。

住 所	氏 名	党 派	立会時間 (立会日及び 立会時間)

第19号様式（第15条関係）

引 継 書

私が投票に立ち会うこととされた 月 日 時 分から 時 分までの  
間において、

〔 異常はありませんでした。 〕  
〔 次の異常がありました。 〕

〔 異常があった場合は、その内容及び処理状況を記載すること。 〕

なお、上記時間内における投票の状況は、次のとおりです。

		氏 名	人数
1	投票用紙を再交付した者		
2	決定書又は判決書により投票をした者		
3	不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を返還して投票をした者		
4	点字により投票をした者		
5	代理投票をした者		
6	投票拒否の決定をした者	法第50条の投票の拒否	
		法第48条の代理投票の拒否	
7	仮投票をした者		

上記の記載が真正であることを確認して、署名します。

投票立会人 氏 名

注 この引継書は、投票所投票録（共通投票所投票録、期日前投票所投票録）に添付して開票管理者（選挙長）（選挙管理委員会）に送致すること。

第19号様式（第15条関係）

引 継 書

私が投票に立ち会うこととされた 月 日 時 分から 時 分までの  
間において、

〔 異常はありませんでした。 〕  
〔 次の異常がありました。 〕

〔 異常があった場合は、その内容及び処理状況を記載すること。 〕

なお、上記時間内における投票の状況は、次のとおりです。

		氏 名	人数
1	投票用紙を再交付した者		
2	決定書又は判決書により投票をした者		
3	不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を返還して投票をした者		
4	点字により投票をした者		
5	代理投票をした者		
6	投票拒否の決定をした者	法第50条の投票の拒否	
		法第48条の代理投票の拒否	
7	仮投票をした者		

上記の記載が真正であることを確認して、署名します。

投票立会人 氏 名

注 この引継書は、投票所投票録（期日前投票所投票録）に添付して開票管理者（選挙長）（選挙管理委員会）に送致すること。

第20号様式（第16条関係）

市（町）選挙管理委員会告示第 号

年 月 日執行の何選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）

第40条第1項ただし書（共通投票所にあつては第41条の2第6項において読み替えて準用する同法第40条第1項ただし書、期日前投票所にあつては第48条の2第6項において読み替えて準用する同法第40条第1項ただし書）の規定により、投票所（共通投票所、期日前投票所）を開く時刻（閉じる時刻）を次のとおり繰り上げる（繰り下げる）。

年 月 日

市（町）選挙管理委員会委員長 氏 名

投票区（共通投票所、期日前投票所）名	（繰上げ（繰下げ）を行う月日）	投票所（共通投票所、期日前投票所）を開く時刻	投票所（共通投票所、期日前投票所）を閉じる時刻

第20号様式（第16条関係）

市（町）選挙管理委員会告示第 号

年 月 日執行の何選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）

第40条第1項ただし書（第48条の2第3項において読み替えて準用する同法第40条第1項ただし書）の規定により、投票所（期日前投票所）を開く時刻（投票所（期日前投票所）を閉じる時刻）を次のとおり繰り上げる（繰り下げる）。

年 月 日

市（町）選挙管理委員会委員長 氏 名

投票区（期日前投票所）名	（繰上げ（繰下げ）を行う月日）	投票所（期日前投票所）を開く時刻	投票所（期日前投票所）を閉じる時刻

第21号様式（第16条関係）

年 月 日

第何投票区（共通投票所、期日前投票所）投票管理者 殿

市（町）選挙管理委員会委員長 氏 名 印

投票所（共通投票所、期日前投票所）の開閉時刻の繰上げ（繰下げ）について

年 月 日執行の何選挙において、貴殿が管理する第何投票区の投票所（共通投票所、期日前投票所）を開く時刻（閉じる時刻）を次のとおり繰り上げた（繰り下げた）ので、公職選挙法第40条第2項（共通投票所にあつては第41条の2第6項において準用する同法第40条第2項、期日前投票所にあつては第48条の2第6項において読み替えて準用する同法第40条第2項）の規定により通知します。

記

- 1 投票区（共通投票所、期日前投票所）名
- 2 繰上げ（繰下げ）を行う月日
- 3 投票所（共通投票所、期日前投票所）を開く時刻 午前 時 分
- 4 投票所（共通投票所、期日前投票所）を閉じる時刻 午後 時 分

第21号様式（第16条関係）

年 月 日

第何投票区（期日前投票所）投票管理者 殿

市（町）選挙管理委員会委員長 氏 名 印

投票所（期日前投票所）の開閉時刻の繰上げ（繰下げ）について

年 月 日執行の何選挙において、貴殿が管理する第何投票区の投票所（期日前投票所）を開く時刻（閉じる時刻）を次のとおり繰り上げた（繰り下げた）ので、公職選挙法第40条第2項（第48条の2第3項において読み替えて準用する同法第40条第2項）の規定により通知します。

記

- 1 投票区（期日前投票所）名
- 2 繰上げ（繰下げ）を行う月日
- 3 投票所（期日前投票所）を開く時刻 午前 時 分
- 4 投票所（期日前投票所）を閉じる時刻 午後 時 分



第22号様式（第17条関係）

市（町）選挙管理委員会告示第 号

年 月 日執行の何選挙における各投票区の投票所（共通投票所、期日前投票所）を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条（共通投票所にあつては第41条の2第1項、期日前投票所にあつては第48条の2第6項）において読み替えて準用する同法第39条）の規定により、次の場所に設ける。

年 月 日

市（町）選挙管理委員会委員長 氏 名

投票区（ <u>共通投票所、期日前投票所</u> ）名	投票所（ <u>共通投票所、期日前投票所</u> ）設置場所	（期日前投票所を設ける期間）

第23号様式（第17条関係）

市（町）選挙管理委員会告示第 号

年 月 日執行の何選挙における第何投票所（共通投票所、期日前投票所）を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第41条第2項（共通投票所にあつては第41条の2第6項）において準用する同法第41条第2項、期日前投票所にあつては第48条の2第6項）により読み替えて準用する同法第41条第2項）の規定により、次のとおり変更した。

年 月 日

市（町）選挙管理委員会委員長 氏 名

- 1 変更前の投票所（共通投票所、期日前投票所）
- 2 変更後の投票所（共通投票所、期日前投票所）
- 3 変更の理由
- （4 変更する期間）

第22号様式（第17条関係）

市（町）選挙管理委員会告示第 号

年 月 日執行の何選挙における各投票区の投票所（期日前投票所）を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条（第48条の2第3項）において読み替えて準用する同法第39条）の規定により、次の場所に設ける。

年 月 日

市（町）選挙管理委員会委員長 氏 名

投票区（期日前投票所）名	投票所（期日前投票所）設置場所	（期日前投票所を設ける期間）

第23号様式（第17条関係）

市（町）選挙管理委員会告示第 号

年 月 日執行の何選挙における第何投票所（期日前投票所）を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第41条第2項（第48条の2第3項）により読み替えて準用する同法第41条第2項）の規定により、次のとおり変更した。

年 月 日

市（町）選挙管理委員会委員長 氏 名

- 1 変更前の投票所（期日前投票所）
- 2 変更後の投票所（期日前投票所）
- 3 変更の理由
- （4 変更する期間）

第23号様式の2（第17条関係）

市（町）選挙管理委員会告示第 号

年 月 日執行の何選挙における共通投票所（期日前投票所）を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第41条の2第3項（第48条の2第3項）の規定により、次のとおり開かない（閉じる）こととした。

年 月 日

市（町）選挙管理委員会委員長 氏 名

- 1 開かない（閉じる）共通投票所（期日前投票所）
- 2 開かない（閉じる）日時
- 3 開かない（閉じる）理由

第23号様式の3（第17条関係）

年 月 日

共通投票所（期日前投票所）投票管理者 殿  
関係のある開票管理者

市（町）選挙管理委員会委員長 氏 名 印

共通投票所（期日前投票所）を開かない（閉じる）ことについて

年 月 日執行の何選挙について、次のとおり共通投票所（期日前投票所）を開かない（閉じる）こととなったので、公職選挙法施行令第49条（第49条の9）の規定により通知します。

記

- 1 開かない（閉じる）共通投票所（期日前投票所）
- 2 開かない（閉じる）日時
- 3 開かない（閉じる）理由

第23号様式の4（第17条関係）

市（町）選挙管理委員会告示第 号

年 月 日執行の何選挙における在外選挙人が投票を行う共通投票所（期日前投票を行う期日前投票所）を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第3項（第49条の2第4項において読み替えて適用される同法第48条の2第1項）の規定により、次の場所に指定した。

年 月 日

市（町）選挙管理委員会委員長 氏 名

共通投票所（期日前投票所）名	共通投票所（期日前投票所）設置場所

第24号様式（第18条関係）

その1（選挙人が宣言し署名する場合）

宣 言 書

私は、何市（何郡何町）何町（何）何番地に居住する何某であることを宣言します。  
上記のとおり書き取りの上、読み開かせられた事実に相違ありませんから、ここに署名します。

年 月 日

何市（町）第何投票所（共通投票所、期日前投票所）において  
選挙人 氏 名

第23号様式の2（第17条関係）

市（町）選挙管理委員会告示第 号

年 月 日執行の何選挙における在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第2項において読み替えて適用される同法第48条の2第1項の規定により、次の場所に指定した。

年 月 日

市（町）選挙管理委員会委員長 氏 名

期日前投票所名	期日前投票所設置場所

第24号様式（第18条関係）

その1（選挙人が宣言し署名する場合）

宣 言 書

私は、何市（何郡何町）何町（何）何番地に居住する何某であることを宣言します。  
上記のとおり書き取りの上、読み開かせられた事実に相違ありませんから、ここに署名します。

年 月 日

何市（町）第何投票所（期日前投票所）において  
選挙人 氏 名

その2（選挙人自ら宣言又は署名することができない場合）

宣 言 書

私は、何市（何郡何町）何町（何）何番地に居住する何某であることを宣言します。  
上記のとおり書き取りの上、読み聞かせられた事実に相違ありません。

選挙人 氏 名

選挙人何某は、何のため自ら宣言又は署名することができないので、投票所（共通投票所、期日前投票所）の事務に従事する何某にこの宣言書を作成させた。

年 月 日

何市（町）第何投票区（共通投票所、期日前投票所）投票管理者 氏 名<sup>㊤</sup>

その2（選挙人自ら宣言又は署名することができない場合）

宣 言 書

私は、何市（何郡何町）何町（何）何番地に居住する何某であることを宣言します。  
上記のとおり書き取りの上、読み聞かせられた事実に相違ありません。

選挙人 氏 名

選挙人何某は、何のため自ら宣言又は署名することができないので、投票所（期日前投票所）の事務に従事する何某にこの宣言書を作成させた。

年 月 日

何市（町）第何投票区（期日前投票所）投票管理者 氏 名<sup>㊤</sup>

第45号様式（第35条関係）

年 月 日

何市（町）第何投票区（共通投票所、期日前投票所）投票管理者 殿

何選挙何選挙区選挙長 氏 名 印

投票を行わないこととなった旨の通知

年 月 日執行の何選挙につき、何選挙区においては、公職選挙法第100条第1項（第4項）の規定により、投票を行わないこととなったので通知します。

第45号様式（第35条関係）

年 月 日

何市（町）第何投票区（期日前投票所）投票管理者 殿

何選挙何選挙区選挙長 氏 名 印

投票を行わないこととなった旨の通知

年 月 日執行の何選挙につき、何選挙区においては、公職選挙法第100条第1項（第4項）の規定により、投票を行わないこととなったので通知します。

第47号様式（第36条関係）

供託書返還請求書

年 月 日執行の何選挙において、候補者届出（政党届出）（推薦届出）のため選挙長に提出しました公職選挙法第92条の規定による供託物の供託書を返還くださるよう、公職選挙法施行令第93条（共通投票所を設ける場合は、第48条の3において読み替えて適用される同令第93条）の規定により請求します。

年 月 日

供託者 住 所  
氏 名 ㊦

〔 供託者 政党その他の政治団体の名称  
本部の所在地  
代表者の氏名 ㊦ 〕

何選挙何選挙区選挙長 殿

第47号様式（第36条関係）

供託書返還請求書

年 月 日執行の何選挙において、候補者届出（政党届出）（推薦届出）のため選挙長に提出しました公職選挙法第92条の規定による供託物の供託書を返還くださるよう、公職選挙法施行令第93条の規定により請求します。

年 月 日

供託者 住 所  
氏 名 ㊦

〔 供託者 政党その他の政治団体の名称  
本部の所在地  
代表者の氏名 ㊦ 〕

何選挙何選挙区選挙長 殿

第48号様式（第36条関係）

証 明 書

供託者 住 所  
氏 名

〔 供託者 政党その他の政治団体の名称  
本部の所在地  
代表者の氏名 〕

法務局 何

供託番号 何号

1 金 何円（何公債証書額面何円何枚）

上記のものは、 年 月 日執行の何選挙につき、何選挙区における候補者として届出のため供託したが、公職選挙法施行令第93条第1項（第2項）（共通投票所を設ける場合は、第48条の3において読み替えて適用される同令第93条第1項（公職選挙法施行令第93条第2項））の規定により供託物の返還を請求できるものであることを証明する。

年 月 日

何選挙何選挙区選挙長 氏 名 団

第48号様式（第36条関係）

証 明 書

供託者 住 所  
氏 名

〔 供託者 政党その他の政治団体の名称  
本部の所在地  
代表者の氏名 〕

法務局 何

供託番号 何号

1 金 何円（何公債証書額面何円何枚）

上記のものは、 年 月 日執行の何選挙につき、何選挙区における候補者として届出のため供託したが、公職選挙法施行令第93条第1項（第2項）の規定により供託物の返還を請求できるものであることを証明する。

年 月 日

何選挙何選挙区選挙長 氏 名 団

附 則

この規則は、平成28年6月19日から施行する。